

近時の住民訴訟の事例

香芝市

【最高裁で確定した住民訴訟の結果（損害賠償請求権）が、後続する訴訟で変更された事例】

市が市内の一般廃棄物処理業者と結んだ契約は無効であるとして、市に委託料を返還させるよう求めた住民訴訟があり、最高裁は令和2年9月8日付で市の上告を棄却した。これにより契約は無効とした奈良地裁の判決が確定し、市は委託料等約2億2千万円の返還を業者に請求したが、期日を過ぎても返還がなかったことから市が業者を提訴した。

地裁判決では、受領した労務自体を返還することはできないとして、業者に対し労務の単価を差し引いた1040万円を返還せよとの判決が、また、市が控訴した高裁判決では、3170万円返還せよとの判決があった。

東京都日野市

【最高裁で確定した住民訴訟の結果（損害賠償請求権）が、議会で放棄された事例】

市が、平成28～29年に、公園にごみ運搬車専用道路を整備するための工事契約等を締結したことは無効だとして、住民らが市長に約2億5000万円の損害賠償請求を市側に求めた住民訴訟で、東京地裁が「市が都市計画を変更しないまま公園内に道路を設置したことは違法」として、工事契約等で生じた損害（約2億5000万円）について市長の賠償義務を認定した。東京高裁も地裁の判断を支持したことから、市が上告したところ、令和4年9月8日付で最高裁において、市の上告を退けた。

これに対して日野市議会は、10月28日に、市長に損害賠償を請求する権利を放棄した。

徳島県鳴門市

【最高裁で確定した住民訴訟の結果（損害賠償請求権等）を、市議会が権利放棄したものを、最高裁が適法と判断した事例】

漁業協同組合に対する公有水面使用協力金の支出が違法であるとして住民訴訟が提起され、最高裁で鳴門市敗訴が確定した。この事例では、平成23、24、25の各年度の協力金が問題となったが、そのうち平成23、24年度分については、住民訴訟の最高裁判決確定後に、また、平成25年度分については訴訟係属中に市が債権放棄を行った。その後、あらためて債権放棄の有効性について最高裁まで争われ、最高裁は市による債権放棄は適法と判断した。（最高裁第三小法廷 平成30年10月23日判決）